

○南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金交付要綱

平成30年4月1日
告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、村内中小企業等の新分野への進出と新事業への展開を促し、競争力の強化と次世代を担う新産業の創出やそれに伴う付加価値を高めるため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、規則第5条第2項各号に掲げる納付金を滞納していないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 村内に主たる事業所等を有して1年以上事業を営む中小企業者であること。
- (2) 複数の中小企業者等で連携して事業を行う場合、構成する中小企業者等の半数以上が前号を満たすこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内で事業を実施するものであること。
- (2) 独創的かつ安全で公害の発生のおそれがないものであると認められること。
- (3) 地域産業の振興に寄与すると認められること。
- (4) 事業を実施するために必要な技術的能力及び経営能力を有すること。
- (5) 次のいずれかに該当すること。

ア 機械器具又は装置の省力化、高性能化及び自動化のための技術開発

イ 生産加工又は処理のための技術開発

ウ 新システム、新工法等の開発

エ 新物質、新素材又は新材料の開発

オ 新製品の開発

カ その他産業社会の発展に寄与すると村長が認めるもの

- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 既に研究開発が完了しているもの

イ 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するもの

ウ 生産設備等の機械装置の導入が主な目的であるもの

エ 製品の量産化に過ぎないもの

オ 同一事業に対して、他の補助金の交付（国、県その他の団体によるものを含む。）を受けているもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象となる期間は、申請をした日の属する年度の4月1日から3月31日までの1年間とし、事業の実施が年度内に完了するものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、当該補助年度の5月末日までに村長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由により村長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 登記事項証明書（ただし、個人事業者については、個人事業の開業・廃業等届出書の写し）
- (4) 定款の写し
- (5) 直近の決算書
- (6) 会社のパンフレットその他参考となる資料
- (7) 規則第3条第2項に規定する納付金納付状況確認同意書
- (8) その他村長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第9条 村長は、前条の申請書を受理した場合はこれを審査し、必要に応じて現地を調査し、適当と認めるときは南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

(変更又は中止)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、又は中止する場合は速やかに南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金変更（中止）申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理した場合は速やかに審査し、交付決定額の変更又は取消しの決定をしたときは、その結果について、南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）又は南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）

- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) 成果物の資料、写真等
- (5) その他村長が必要と認めるもの

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、前条の実績報告書を受領した場合はこれを審査し、必要に応じて現地を調査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の通知書を受けた者は、速やかに南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金交付請求書(様式第12号)により村長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の返還等)

第14条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けるまでに、第3条又は第4条に定める要件を欠くことになったとき。
- (4) その他村長が必要と認めるとき。

(審査委員会の設置)

第15条 村長は、第9条に規定する補助金の交付決定の審査の参考とするため、南箕輪村新技術・新製品開発事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、有識者等から個々の意見を聴取するものとする。

2 村長は、前項に規定する場合のほか、補助金の交付等に関し必要があると認めるときは、委員会に意見を求めることができる。

(委員会の構成等)

第16条 委員会は、委員9名以内で構成する。

2 委員は、専門的な識見を有する者のうちから村長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

5 委員長は会議を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

7 村長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外のものを出席させ、補助対象事業に係る説明又は意見を聴くことができる。

8 委員会の庶務は、産業課が当たる。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

別表（第5条関係）

| 補助対象経費 | 内容 |
|---------|--------------------------------|
| 原材料費 | 原材料又は副資材の購入に要する経費 |
| 機械工具費 | 機械装置又は工具器具の購入、改良若しくは借用に要する経費 |
| 外注加工委託費 | 加工、設計、分析等の外注及び開発費の一部を委託する場合の経費 |
| 技術指導導入費 | 外部から技術指導等を受ける場合に要する経費 |
| 産業財産権経費 | 産業財産権の取得等に要する経費 |
| その他経費 | その他村長が必要と認める経費 |

備考 人件費及び間接経費は補助対象外とする。